

## 店舗、施設、レストラン等再開にあたっての保護計画

2020年5月8日現在

ジェトロジュネーブ事務所

店舗や施設等の再開にあたっては、感染リスクが最小限に抑えられることを保障するための保護計画を作成、実施する必要がある。連邦内務省保健局、連邦経済省経済事務局、業界団体は業界、業態ごとの計画書作成にあたってのガイドラインを公開している。

URL <https://backtowork.easygov.swiss/fr/plans-de-protection-standard/>

概要は以下の通り。

### (1) モデル保護計画

基本的な考え方は以下の4原則（STOP原則）

- S：代替措置（substitution）、必須要件である他人との距離をとるためテレワーク等の労働方法の採用
- T：技術措置（techniques）、透明な防護壁の設置や勤務場所の区分け
- O：組織措置（organisationnelles）、ローテーション制の採用など
- P：個人装備（protection individuelle）、マスクや手袋など

これを踏まえ、採るべき措置は以下の8つから構成される。

1. 定期的な手洗いの励行
2. 就業者、顧客同士の2メートル以上の離隔距離の維持
3. 特に複数の人の手が触れる設備・備品などの使用後あるいは定期的な清掃
4. 抵抗力の弱い就業者への適切な保護策
5. 病気になった者は帰宅させ連邦健康局（FOPH）の推奨（自主）隔離を遵守すること
6. 勤務環境の特性を考慮して保護策を講じること
7. 就業者や関係者に対する安全措置の通知
8. 保護策が効果的に実施・適用されるようマネジメントレベルで検討、決定すること

### (2) 店舗

上記（1）のモデル保護計画と同様。詳細な留意点として以下が挙げられている（一例）。

- ・試着前の手の消毒を顧客に励行
- ・物理的接触のない支払い方法の励行

- ・接触を防ぐため可能な限り戸を開け放しにする
- ・カラーテープ等を用いて距離を可視化する
- ・2メートルを保てない場合は衝立を使用する
- ・店舗内の人数制限（10㎡あたり1人）、店舗入り口での人数管理の実施
- ・作業台、ショッピングカート等の定期的な洗浄
- ・換気の実施（1日4回、10分間など）
- ・2メートルの距離を保てない場合に衛生マスク、手袋等を使用する
- ・保護措置の内容を店舗内の掲示、アナウンス等の方法で就業者および顧客に伝える
- ・従業員に対して安全策、防護用具の使い方・ルールを周知する
- ・労働時間を柔軟にし、同じチームでの業務を続け、別のチーム同士の接触を避ける

### （3）飲食店

上記（1）のモデル保護計画に基づき、ホテル・ケータリング業界団体「ガストロスイス」が作成。以下留意点が挙げられている（一例）。

- ・顧客が入店時に手洗いできる場所を準備する
- ・従業員はテーブルセッティングや食器の準備を行う前に手洗いか消毒をする
- ・1グループの上限は4名まで（家族は除く）。着席のみ、立っての飲食は禁止
- ・顧客グループ間の距離は2メートル以上開ける、または間仕切りを置く
- ・就業者は作業中、またはサービス中の距離を2メートル以上開ける、確保できない場合は衛生マスクの着用を推奨する（義務ではない）
- ・食器等は可能な限り食洗器で60度以上の温度で洗う
- ・衛生マスクは4時間ごと、手袋は1時間ごとに交換し、密閉された袋に捨てる
- ・セルフサービスのビュッフェ形式を、サービス付きビュッフェ形式に変更する。難しい場合は、顧客自身が手を消毒し、使い捨て手袋を使用する
- ・顧客の氏名、電話番号、来店日時をテーブル番号に紐づけて記録し、14日間保管し、その後廃棄する。必要に応じ、州の医療機関は連絡先データを要求することができる。

### （4）物理的接触を伴うサービス

上記（1）のモデル保護計画と同様。詳細な留意点として以下が挙げられている（一例）。

- ・雑誌等、顧客が触れる可能性のあるものを撤去する
- ・通路、待合室、作業場を明確に分ける
- ・人数制限（10㎡あたり1人）を行えるよう予約を推奨する
- ・顧客が使用する衣服は、可能な限り使い捨てのものを用意する。洗濯して複数回使う場合は、

同一の顧客のみが使うようにする

- ・ 2メートルの距離を保てない場合に衛生マスク、手袋等を使用する
- ・ 器具は可能な限り使い捨てのものを使う。作業の合間に消毒する。

#### (5) 博物館、美術館、史料館

上記(1)のモデル保護計画と同様。詳細な留意点として以下が挙げられている(一例)。

- ・ 来場者同士は2メートルの距離を確保
- ・ 展示スペースの人数制限(10㎡あたり1人)、入口での人数管理の実施
- ・ 同居人のみグループでの入場を許可する
- ・ 本などの貸し出しは、セルフサービス、可能であれば配達サービスにて行う
- ・ 読書スペースでは利用者同士は2メートルの距離を保つ

#### (6) 家族の葬儀

上記(1)のモデル保護計画と同様。詳細な留意点として以下が挙げられている(一例)。

- ・ 同居している人以外は、身体的な接触を避ける
- ・ 参列者同士は2メートルの距離を確保する
- ・ 同じ家に同居している人同士で近くに座る
- ・ 参列者の人数制限(4㎡あたり1人)を入口に表示する
- ・ 体調不良の場合は参列を控えるように伝える
- ・ 同居人を除き、お悔やみの気持ちを身体的接触(ハグ、握手)で伝えることを控える
- ・ 衛生マスクを着用する
- ・ 保護措置の内容、入場できる最大人数を参列者に伝える